

## ペットホテル開業支援 利用契約書

株式会社デルタ(以下「甲」という)と\_\_\_\_\_ (以下「乙」という)とは、ペットホテル開業支援実の内容を、次のとおり契約を締結します。

### 第1条(契約の目的)

甲は、乙がペットホテル開業に必要な

- ①動物取扱責任者認定に必要な実務経験
- ②ペットホテル開業に関する知識

を乙に提供するとともに、乙の希望に応じて、その他のサービスを提供することを約し、乙は、その対価として第4条に定めるサービス料金を甲に支払うことを約します。

### 第2条(サービス内容の詳細)

「動物取扱責任者認定に必要な実務経験の提供」とは各自治体が定める半年間の実務経験の機会を提供する。ペットホテル&サロン デルタにおける仕事にて得られることを示す。甲と乙は雇用契約を結び、この実務にあたる。実務の際は他の雇用者と同様に業務を行う。ただし雇用契約条件には交通費の支給は含まれない。提供する実務時間は各自治体によって異なるため、乙が開業予定の自治体の必要最低時間とする。甲は乙に対して、必要最低時間以上の勤務機会を提供する。必要最低時間以上の勤務を行う場合は協議の上勤務時間を決める。もし病欠などで乙の勤務時間が少なくなった場合は、契約期間内で 40 時間まで代替日を提供する。それ以上の代替日を希望する場合は都度協議する。

「ペットホテル開業に関する知識」とは、甲が乙に対して、「ペットホテルの開業に必要な経営知識」および「ペットホテル開業に必要な犬に関する基礎知識」全 24 回(各 1 時間)を半年の間で行うことである。週に 1 回程度の提供を目安とするが、開催日時は話し合いで決める。また、セミナーは原則勤務時間外とする。

「その他のサービス」とは、甲が行っている他のサービスの補助(犬の幼稚園・トレーニングの見学など)を実務時間に含めることである。

### 第3条(雇用契約条件について)

甲と乙が締結する雇用契約条件(詳細は雇用契約書を参照)は原則本研修目的以外の従業員と同じである。ただし交通費の支給はなされない。

### 第4条(サービス料金等)

本サービスの料金は、金 円(税込)とし、支払いは振り込みとする。

### 第5条(サービス料金の変更)

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができる。

#### 第6条(サービス料金の支払)

第4条第1項に定める基本サービスの料金について、甲は請求書に明細を付して2月1日まで乙に請求し、乙は、3月1日までに甲へ銀行振込の方法で支払います。

#### 第7条(有効期間)

本契約の有効期間は、3月1日から8月31日とする。

#### 第8条(事業者からの契約解除)

甲は、乙の行動が実技研修に不相当(度重なる遅刻・欠勤、指示内容に従わないなど)と判断した場合に、本契約を解除することができる。

前項の場合、甲はまず以下の手続を行います。

- ①口頭での注意、行動改善の指導
- ②書面での注意、行動改善の指導

甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を支払わない場合において、乙に対し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なお期間内に滞納額の全額の支払いがないときは、この契約を解除することがあります。

#### 第9条(利用者からの中途解約)

乙は、甲に対して、30日の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。乙都合による解約の場合、原則料金のへんきんから、不可抗力(天災などによるサービス利用が困難になった場合など)による解約の場合は、協議の上残金の返金に応じる。

#### 第10条(秘密保持)

- 1 甲及びその従業者は、本サービスを提供する上で知り得た情報を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、乙の同意を得るものとします。

#### 第11条(ホームページの掲載および研修状況の公開範囲について)

甲は乙の研修状況を自社のホームページで公開することができる。公開前には乙に事前確認を行い、乙から内容の変更の申し出があった場合は、協議の上修正する。

#### 第12条(賠償責任)

甲は、研修中に甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

#### 第13条(本契約に定めのない事項)

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第 14 条(合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、川崎市幸区小倉の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

前記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印の上、その 1 通を保有するものとします。

年 月 日

甲

<住所>

<氏名> 印

乙

<住所>

<氏名> 印